

2009.02.13

淀川水系流域委員会 中村正久委員長殿

## 第 83 回淀川流域委員会議事録を読んで

小松好人  
元枚方市民

1 月 20 日に開催された第 83 回淀川流域委員会の議事録を読んだ感想と提言をお送りします。新委員長と新河川調査官が出席した再開委員会での議論は、正直言って多くを期待するものではありませんでしたが、ここまで河川管理者の筋書き通りに話が進むとは予想外でした。

その原因を考えるに、河川整備計画原案に盛り込まれ議論が表に出なかった PDCA 概念の取り込みだったと思います。言うまでもなく民間企業における PDCA は、TQC（全社的品質管理）のコア技法として、極めて有効でありました。河川整備計画のような長期間にわたる公共事業に適用して有用な技法であるかは知りません。

しかし PDCA なる技法は、すべてのプロセスにおいて理念を共通する参加者を前提としています。淀川流域委員会のような諮問的な第三者機関が、部分的にこれらのプロセスに参画できるとしたら、C（チェック）プロセスしか考えられないのです。P（計画）の段階に参画するなら理念を共有することが必要であるが、淀川流域委員会としては淀川モデルとして、理念の共有にとらわれずにこのプロセスに参画しました。そして流域委員会として河川整備計画原案への意見を具申しましたが、実際の河川整備計画は河川管理者の重大な業務であったものです。

つまり PDCA 概念を河川整備計画に全面的に取り込んだことで、河川管理者の P 段階での業務を全面的に是認してしまう結果になりました。仕掛け人は河川管理者かある委員か分かりませんが、既に第 83 回委員会での結論の伏線は仕掛けられていると見るべきでしょう。

省みるに過去の淀川流域委員会は淀川モデルにとらわれ河川整備計画について具体的な議論をすることをないがしろにしてきたと見ています。典型的な議論は堤防の補強に関する大戸川ダムの効果 19cm 水位低下に関するものでした。

今回の河川整備計画の基礎となる方針は、平成 19 年に河川整備基本方針検討小委員会で決定された河川整備基本方針であります。この基本方針によると、淀川の治水基準点枚方において、治水安全度 1/200 における基本高水は 17000m<sup>3</sup>/s（瀬田川洗堰全閉）計画高水 12000m<sup>3</sup>/s になっています。その際の宇治川の治水安全度 1/150 における基本高水は 2400m<sup>3</sup>/s です。

河川整備計画においては、向こう 20 年より 30 年の期間を対象にして整備目標流量を決定することになっています。淀川の本川及びその上流の支川は昭和 28 年台風 13 号の計算

流量を目標流量決定の基準にしています。基本方針によると宇治川の昭和 28 年 13 号台風の計算流量は 2080m<sup>3</sup>/s になっています。一方宇治川の目標流量は山科川上流で 1500m<sup>3</sup>/s となっていて整合性はありません。その対策として天ヶ瀬ダムの改修や大戸川ダムの新設が議論され、ダム建設反対派は、宇治川の景観保全や地層の観点から 1500m<sup>3</sup>/s は過大な目標流量と主張しています。論点の根拠が曖昧のままでは不毛の議論になります。

1958 年より 2004 年までの期間の宇治川の流量確率を計算すると、流量確率（治水安全度）1/150 の流量は 2000m<sup>3</sup>/s 程度、1/30 の流量は 1400m<sup>3</sup>/s 程度になりました。この結果が正しいとすると、宇治川の目標流量 1500m<sup>3</sup>/s は向こう 30 年間を対象とした河川整備計画としては妥当であると判断できます。しかし基本高水 2400m<sup>3</sup>/s はすこし過大であると判断します。

既に私は淀川の治水安全度 1/200 における基本高水を適切な計算方法で見直すことを貴流域委員会に提言し、基本高水ワーキンググループの立ち上げも提案しています。もとより現在の河川法によれば、整備基本方針の基本高水は河川流域委員会のような機関での検討事項でないことは明らかですが、河川整備計画の検討の際（C、チェックに相当）にその必要があれば基本高水や計画高水を変更できるとの元河川局長の証言もあります。

淀川モデルを最後まで輝くものとするために河川管理者と淀川流域委員会は対立することなく、淀川水系河川の適切な基本高水を再決定し、その基本高水に基づいて河川整備計画の目標流量を決定すべきであると思います。過去の淀川流域委員会の動向を見るに、基本高水の信頼性に疑義を持つ委員がいたこと、若しくは基本高水について理解が足りない委員がしたことから、基本高水に関連する議論が敬遠されてきた経緯が感じられます。幸い今回の委員会にも基本高水を学問的に論じ得る水工学の学者が継続されておられますので、過去の河川砂防技術基準にとらわれることなく、科学的合理性のある計算方法を作り上げることが期待します。国交省も現在の河川整備基本方針検討小委員会でいわば無政府状態のまま決定されている過大な基本高水の見直しの必要性を痛感していることと思います。八ツ場ダム訴訟問題、川辺川ダム問題、吉野川第十堰問題等々淀川の河川整備計画と同根の問題が全国的に発生しています。

今後の淀川流域委員会の働きに期待し、同時に近畿地方整備局の前向きな活動に期待するものです。

以上